

- 損害賠償債務の国による立替及び求償の是非について、求償の現状、実効性、問題点等について御教示いただきたい。

(回答)

1. 求償の現状について

犯罪被害給付制度では、国は、その支給した犯罪被害者等給付金の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第8条2項）。

これまで、求償権を行使した例としては、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等4事件の被害者や遺族に対して給付金を支給したことに関し、オウム真理教の破産管財人に対し債権の届出をした例、昭和63年発生 of 殺人事件の遺族に対して給付金を支給したことに関し、求償権を行使して納入された例がある。

[参考] 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（抜粋）

（損害賠償との関係）

第8条 犯罪被害を原因として被害者又は遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

2. 実効性及び問題点について

犯罪被害給付制度における求償権行使に関する実効性及び問題点としては、

- ・ 債務者が特定できた事案でも、債務者に賠償能力がなく、求償権を行使しても債権の取立ては困難な場合が多い（そもそも加害者が無資力であり、事実上被害者が損害賠償を受けられず、何らの救済を受けられないでいる状況にかんがみ国が社会連帯共助の精神で給付金を給付する犯罪被害給付制度が創設されたものである）
- ・ 精神障害のため、自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を与えた者については、一定の場合を除き、不法行為の損害賠償責任を負わないこととされているなど、求償権行使の対象外となる
- ・ 犯罪被害であることが明らかでも加害者不明の場合等、債務者を特定することができない場合がある

が挙げられる。

- 被害直後及び中期的な居住場所の確保について、平成19年度予算において貴庁で実施予定の関連施策をご教示いただきたい。

(回答)

1 . 施策概要

犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ（平成19年度 新規）

犯罪被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げるもの。

2 . 要求額

約3 , 2 0 0 万円